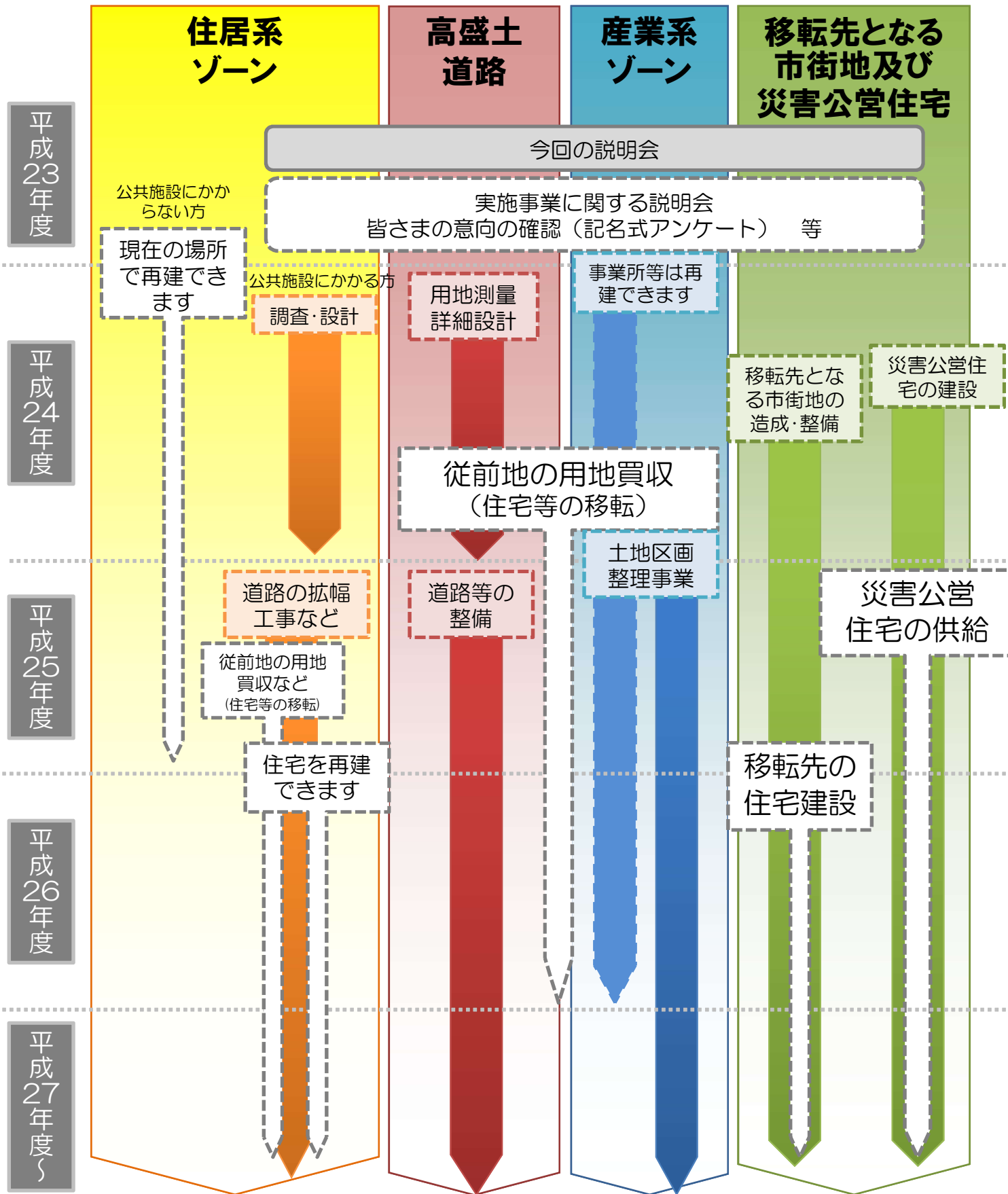


住宅再建のスケジュール

※以下のスケジュールは、今後の事業進捗状況等により、変更する場合があります。



<<この資料に関するお問い合わせ先>>

石巻市基盤整備 相談窓口（市役所庁舎5階） 株式会社オオバJV
 電話番号 0225-95-1111（内線5946, 5951~5954）

釜・大街道地区の復興まちづくり

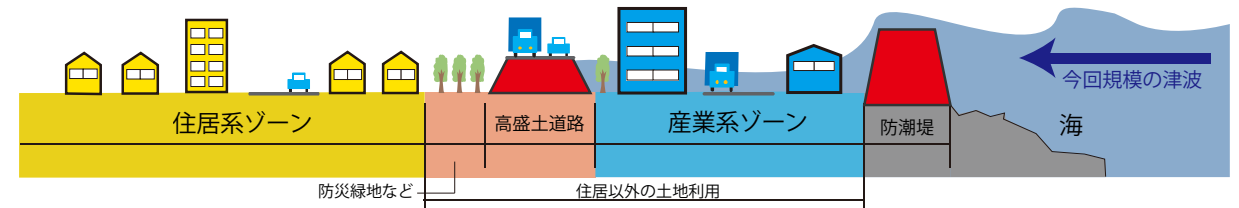
釜・大街道地区の復興方針

● 高盛土道路を整備し、津波災害への安全性を強化します。

津波避難の考え方 迅速な避難行動や救急活動が行えるように、緊急輸送路（都市計画道路／赤線）や基幹となる避難路（青線）を確保します。



津波防御の考え方



住居系ゾーン

高盛土道路から内陸側は現在の場所でそのまま住むことができる場所となります。ただし、今回のような大津波が発生した場合に円滑に避難行動が取れるよう、新たな都市計画道路や公園、基幹となる避難路などを整備し、さらに行き止まり道路や狭い道路なども可能な限り解消していきます。

⇒街路事業、小規模な土地区画整理事業等

高盛土道路

災害に強いまちとするため、高盛土道路や緑地などの津波防御施設の整備などを行っていきます。

⇒街路事業

産業系ゾーン

高盛土道路から海側は、今回のような大津波が発生した場合には浸水の可能性が残るため、区域内にお住まいの方々へ移転をお願いし、居住地としての利用を規制するとともに、産業系土地利用として整備していきます。

⇒防災集団移転促進事業、土地区画整理事業等

ゾーン別の生活再建支援方針

住居系ゾーン

これまでと同じ土地利用ができるゾーンです。

これまで居住されていた方

◆**現在の位置で、住宅の建設や事業所の再建を行うことができます。**

これまで事業を営んでいた方

◇ただし、都市計画道路や公園、基幹となる避難路などの公共施設用地にかかった方は、移転もしくは用地の協力をさせていただくことになりますが、今後、詳細な測量や設計を行いますので、改めてご協力をお願いします。

産業系ゾーン

産業用地としての土地利用を行う場となりますので、**住宅として再建いただくことはできませんが、その用地については市が買収**させていただきます。

これまで居住されていた方

◆**現在の位置では、住宅を再建いただくことはできなくなります。**そこで、以下の3つの選択肢があります。

①市が整備する新たな移転先（蛇田地区）で再建する

◇土地を購入または借地していただき、住宅を新築できます

②災害公営住宅に入居する

◇災害公営住宅の抽選に応募できます（住宅を失った方）

③上記以外を希望される方

◇自ら移転先を探す（個別にご相談ください）

これまで事業を営んでいた方

◆**現在の位置で再建することができます。**

高盛土道路

道路用地となりますので、**住宅や事業所(工場や商業等)、農地などによる利用はできなくなります**が、**用地については買収**させていただきます。（県事業で整備）

これまで居住されていた方

◆**現在の位置で既存のお住まいに住むことや新築、事業所の再建などはできなくなります。**

これまで事業を営んでいた方

◇住宅の移転先は、「産業系ゾーン」と同様の選択肢からお選びいただけます。
◇事業所の移転先などは、ご自身で探していただくことになります（個別にご相談ください）。

新たな移転先の住宅団地における住宅再建モデル ～防災集団移転促進事業活用例～



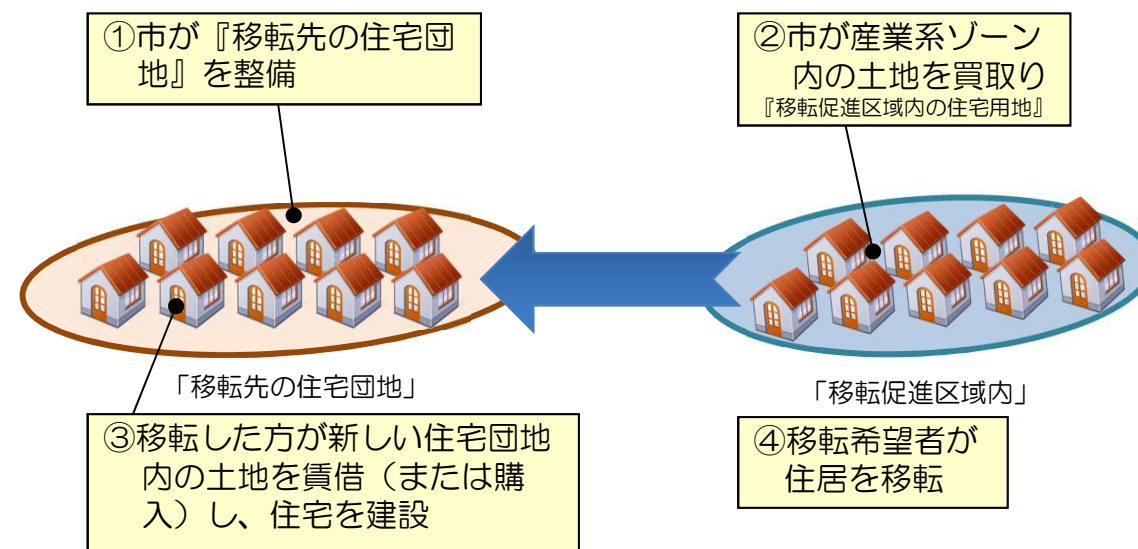
平成23年3月11日時点で産業系ゾーン内にお住まいの方および高盛土道路用地にお住まいの方が移転する場合には、以下の支援策が活用できます。

- 1.住宅を建設する際の借入額の利子に対して支援します（最大444万円）
- 2.住宅用地を購入する際の借入額の利子に対して支援します（最大206万円）
- 3.住宅の移転に伴う家財道具の運搬などの費用を支援します（最大78万円）
※上記1.および2.は、市が整備する住宅団地に移転する場合のみ適用されます。

上記のほか、生活再建支援制度（加算支援金）に基づき、住宅の再建方法に応じて支援が受けられます（最大200万円）※災害発生日から37カ月以内の申請が必要

注：いずれの場合においても、**住宅等の建設費は個人の負担**となります

◆住宅を移転する場合の住宅再建までの流れ



ステップ	移転者の支出	移転者への支援策
①市が『移転先の住宅団地』を整備	なし	—
②市が産業系ゾーン内の土地を買取り『移転促進区域内』	—	元の宅地の売却代（※1）
③移転した方が新しい住宅団地内の土地を賃借（または購入）し、住宅を建設	借地料（または土地購入費）と住宅建設費（※2） あり	住宅建設・土地購入に係る借入金の利子相当分 【限度額】444万円（住宅建設） 【限度額】206万円（土地購入）
④移転希望者が住居を移転	移転費用(家財の運搬費など) あり	移転費用(家財の運搬費など) 【限度額】78万円

注)

- ※1：従前地の買取り価格については、今後国の制度設計が確定した段階で個別にご提示いたします。
※2：移転先の借地料及び土地分譲価格は、今後実勢価格の調査や借地料算定基準を定めた段階でお知らせします。